

## 国立国会図書館のデジタル化資料を用いた遠隔利用サービス

国立国会図書館 関西館 電子図書館課（主査兼電子化資料提供係長）  
大磯 輝将（おおいそ てるまさ）

### はじめに

国立国会図書館は、所蔵資料のデジタル化と著作権処理を進め、古典籍資料、戦前期の図書や博士論文の一部をインターネットで公開しています。著作権処理が完了していない資料は、当館の施設内で利用提供していますが、このうち絶版等の資料の一部を日本国内の各図書館に向けて送信するサービスを 2014 年から開始し、遠隔地でも利用できるようになりました。

本日は、その新しい取組みを中心に、当館のデジタル化資料を用いた遠隔利用サービスの現状と今後の課題についてお話しします。

### 1 資料デジタル化の歩み

当館は 1998 年に策定した「国立国会図書館電子図書館構想」で、電子図書館の「蔵書」の提供にあたってできるだけ広く印刷物をデジタル化する方針を表明し、重要文化財等を含む貴重書を端緒として所蔵資料のデジタル化を進めてきました。従来、紙資料の保存と利用の両立を図るための媒体変換はマイクロ化を行っていましたが、2009 年度以後はデジタル化を原則とする方針に転換しました。また、2009 年 6 月の著作権法改正により、第 31 条第 2 項が新設され、当館は、原本に代えて利用に供するためのデジタル複製物を、納本後直ちに、著作権者の許諾を得ることなく作成することが法的に可能となりました。さらに、2009 年度と 2010 年度の各年度補正予算に、デジタル化のための経費が 2 か年度合計約 137 億円（約 1,300 億ウォン）の規模で計上され、この事業を当館で着実に遂行した結果、200 万点を超える当館所蔵資料のデジタル化が実現しました。

これまでにデジタル化した資料は、1968 年までに当館が受け入れた和図書、古典籍資料（和古書、清代以前の漢籍など）、2000 年までに刊行された和雑誌、1991 年度から 2000 年度までに当館で送付を受けた国内博士論文などです。現在は、2012 年に策定した当館の中期目標「私たちの使命・目標 2012-2016」及び「戦略的目標」に掲げる資料のデジタル化とインターネット提供に関する目標に取り組み、2013 年 5 月に策定した「国立国会図書館の資料デジタル化に係る基本方針」に沿って資料のデジタル化を進めています。著作権者や出

版者などとの間で利害を調整しながら、資料のデジタル化、及びデジタル化資料の活用を進めることで、国民の出版物へのアクセス環境を整備していくことは、当館の重要な役割と考えられます。

## 2 デジタル化資料の提供

### (1) 「国立国会図書館デジタルコレクション」の現況

デジタル化資料は全て「国立国会図書館デジタルコレクション」(<http://dl.ndl.go.jp/>)に収録して、専用が開発した画面を通じて当館の施設内で利用提供しており、総数は今年7月時点で約248万5千点に上ります。内訳は昨日の当館からの基調報告の表1「デジタル化資料提供状況」にあるとおりです。

収録資料のメタデータは「国立国会図書館サーチ」(<http://iss.ndl.go.jp/>)からも検索でき、目次を確認したり、デジタル化資料にジャンプしたりできます。NDL-OPACとも連携し、書誌データから収録資料にリンクしています。さらにアクセス可能性を広げるため、収録資料の書誌情報を含むメタデータと目次データを「国立国会図書館サーチ」のハーベスト用APIと検索用APIを通じて利用者に提供しています。図書、雑誌、古典籍の各コレクションについては、基本的な書誌項目をデータセットとしてホームページで公開しています。

### (2) インターネットによる利用提供の拡充

デジタル化した資料は順次著作権処理を行い、インターネット公開を進めています。基調報告の表1にあるとおり、今年7月時点で約49万点をインターネット公開しており、「国立国会図書館デジタルコレクション」を利用して、いつでも、どこからでも閲覧できます。公開の根拠で見ると、著作権保護期間満了を確認したもの、著作権保護期間内で著作権者の許諾を得たもの、著作権者が不明等で文化庁長官の裁定を受けているものがあります。裁定制度は、権利者不明の著作物について補償金を供託して利用する形の強制許諾制度で、韓国と日本に特有のものですが、約49万点のインターネット公開資料のうち、裁定制度による公開資料の点数は約8万5千点です。

なお、明治以降(1968年～)に刊行された図書・雑誌のうち、インターネットで閲覧可能なデジタル化資料は「近代デジタルライブラリー」(<http://kindai.ndl.go.jp/>)で公開していますが、2016年5月末に「国立国会図書館デジタルコレクション」と統合する予定です。

### (3) 新たな遠隔利用

著作権処理の作業には、多大な時間と人員を要します。そのため、インターネット公開の資料は徐々にしか増やせていませんが、著作権処理が完了していないデジタル化資料でも遠隔地から利用できるサービスとして、歴史的音源の配信提供と図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)があります。歴史的音源については過去の業務交流で何度かお話ししているようですので今回は割愛させていただきます。

### 3 図書館向けデジタル化資料送信サービス

#### (1) 法改正と協議の経緯

デジタル化した原資料を利用に供することなく、図書館に対する貸出しと同様のサービスを実現できる方法が模索されることとなり、国の審議会の検討を経て、2012年6月の著作権法改正により第31条第3項が新設されました。この改正で、当館がデジタル化した資料のうち絶版等の理由で入手困難なもの（絶版等資料）のデジタル画像を、著作権者の許諾を得ることなく、図書館等に自動公衆送信できることとなり、図書館等においては、送信を受けた資料を閲覧に供すること、また、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、送信を受けた著作物の一部分の複製物を作成して一人につき一部提供することができることとなりました。サービスの実現に向けては、資料に容易にアクセスできる環境を整備することが重要である一方、権利の保護やコンテンツ流通ビジネスに及ぼす影響にも配慮する必要性がありました。そこで当館は、著作権者・出版者団体、公共図書館、大学図書館など、関係の団体や機関をメンバーとする「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」で協議を重ね、送信対象機関や送信対象資料の範囲、送信対象を入手困難な資料に限定するための除外手続、送信データの利用方法とその要件、利用統計の公表について、具体的な合意事項を2012年11月に取りまとめました。ここで、入手困難な資料とは、出版者、書店等の市場で流通在庫がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難な資料とされました。その後1年余りの準備期間を経て、2014年1月に図書館向けデジタル化資料送信サービスを開始しました。

#### (2) 送信対象機関の資格とサービスの概要

資料の送信を受けることのできる機関は、公共図書館や大学図書館など、著作権法第31条第1項の適用を受ける日本国内の図書館等で、司書またはそれに相当する職員が配置されている機関です。これらの条件を満たしていることに加え、所定の利用条件<sup>1</sup>を守って利用されるものと当館が認めた機関が、送信対象機関となります。

送信対象機関の登録利用者は、インターネットに接続された閲覧用端末で「国立国会図書館デジタルコレクション」を検索し、送信対象資料を閲覧します。複写を希望する場合には、職員が管理用端末とプリンタを使って著作権法の範囲内で印刷し、登録利用者に提供します。送信の対象となるコレクションは、図書、雑誌、古典籍、博士論文の4つで、雑誌と博士論文については、絶版等資料かどうかに関わらず商業出版されたものは対象から除いています。次にお話しする選定作業で選ばれたものが送信対象資料となりますが、基調報告の表1にあるとおり、今年7月時点で約137万点の資料が送信対象機関でも利用できるようになっています。

#### (3) 送信対象資料の選定等

先に述べた協議会の合意に基づき、送信対象資料の選定を行います。まず、対象コレクションのデジタル化資料でインターネット公開していないものについて、当館で民間の在庫

情報のデータベース等と突き合わせて、市場での入手可能性を機械的に判定します（入手可能性調査）。送信対象資料が入手可能と判定されれば、対象から外すこととなりますが、当館の施設内では引き続き利用できます。

その反対に、当館の施設内でのみ提供している資料で入手可能の判定から外れたものは、「送信候補資料リスト」として一覧化してホームページで一定期間公表します。出版関連団体、出版者、著作権者等において「送信候補資料リスト」を参照し、市場に流通している場合など、3つの除外基準<sup>ii</sup>のいずれかに該当すると考える資料があれば、リストの公表期間中に当館に申し出てもらい、当館でも該当の事実が確認されれば候補から除外します（事前除外手続）。そして、申出の確認がすべて完了した時点で候補に残っている資料が図書館送信の対象となり、送信対象機関でも利用できるようになります。以上の選定手順を1年間かけて行いますが、資料の入手可能性は常に変化しており、送信対象資料を見直すために、同じ手順を毎年繰り返して行います。

また、送信対象資料からの除外の申出を常時受け付けており、基準を満たせば随時対象から除外します（事後除外手続）。

#### **(4) サービスの導入と利用の現況**

今年7月1日時点の送信対象機関は534館で、内訳は公共図書館が296館、大学図書館が223館、その他の機関が15機関です。このほかに約20館が承認手続き中ですが、全国にある3,000以上の公共図書館、1,500以上の大学図書館の中でも、比較的規模の小さい図書館ではあまり導入が進んでおらず、サービスの導入率はまだ10%程度です。しかし、今年中のサービス開始を目指しているいくつかの都道府県立図書館でサービスが開始されれば、日本中どこに住んでいても都道府県立図書館でサービスを受けることができるようになり、図書館送信のサービスが日本全国をカバーすることとなります。なお、図書館送信は、行政府省や最高裁判所に置かれた当館の支部図書館でも利用することができ、33館中26館が導入しています。

今年6月の1か月間の閲覧回数は11,106回、複写回数は5,411回でした。送信対象機関当たりの月間利用回数を算出すると、閲覧が約20回、複写が約10回となり、平均して開館日1日当たり1回程度利用されている状況です。

## **4 今後の課題**

### **(1) デジタル化のさらなる進展**

2014年度の補正予算でも約10億円のデジタル化経費が計上され、現在そのデジタル化作業を進めていますが、デジタル化の推進に必要な予算を継続的に確保していくことは、今後も大きな課題です。また、本文のテキスト化は、全文検索や視覚障害者等による利用に向けての重要な課題であり、今年度は日本点字図書館と共同で実験を実施しています。

### **(2) 図書館送信サービスの導入と利用の拡大**

図書館送信サービスの導入については、都道府県立図書館主催の研修会などに北海道から九州まで赴き、公共図書館に対して図書館送信の周知を働きかけているところです。また、現在のシステム構成で要件としている HTML5 対応ブラウザなどを備えた高機能な閲覧用端末や固定のグローバル IP アドレスなどを準備できずに、承認申請に至らない中小規模の図書館なども多いとみられ、次期システムで別の方式が実現可能か検討するなどの将来に向けた課題もあります。送信対象機関に対しては、利用の拡大に向けて、研修や広報を通じてこれまでに利用したことのない利用者でも利用の機会を得やすい環境づくりを支援するといった取組みが重要だと考えています。

なお、現行の日本の著作権法の下では国外の図書館等への送信はできませんが、日本国外にも送信してほしい、とのご要望をいただくことがあります。関係省庁にも要望して協議を行っていますが、すぐに解決するのは難しい状況です。

### (3) 他の図書館等との協力

他の公共図書館等がデジタル化した資料を当館が収集して図書館送信の枠組みで提供することは行っていませんが、当館未所蔵でありかつ絶版等資料であれば、現行の著作権法で認められるというのが著作権法を所管する文化庁の見解であり、当館でどのように対応するかが今後の調整事項となっています。他の公共図書館等のデジタル化の推進に向けて、これまでも、デジタル化の仕様や技術を共有化する目的で作成した「資料デジタル化の手引き」を当館のホームページで公開し、公共図書館等における資料のデジタル化に関する業務担当者に対しては研修を毎年実施してきました。今後もこうした協力を行いながら、課題への取組みを進めていきます。

### おわりに

以上、デジタル化資料を用いた遠隔利用サービスについて、概要をご報告いたしました。制度的な整備が進み、今後は事業を着実に進展させていくことが重要な段階にきています。当館よりも早くからデジタル化資料を全国の公共図書館に配信されている韓国国立中央図書館でのこれまでの経験等に基づいて、この機会に意見交換させていただければ幸いです。

- 
- i 閲覧用端末が職員の目の届く場所に設置されていること、複写に使う管理用端末が利用者の操作できない場所に設置されていること、利用者から閲覧又は複写の申込みがある毎にその利用者が送信対象機関の登録利用者であることを確認することなど、送信対象機関が守るべき事項を「図書館向けデジタル化資料送信サービス利用条件」で定めています。
- ii ①当該資料又は同内容の著作物が市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。）において流通している場合（おおむね3か月を目安として流通予定であることを公開情報により確認した場合を含む。）、②当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合、③当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合（請求者適格の確認により、停止措置をとる。）。

(別紙：関係条文)

## 著作権法（抄）

(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用すること

(別紙：関係条文)

ができる。

- 2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 前条第一項の裁定（以下この条において単に「裁定」という。）の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間（裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該連絡をすることができるに至つた時までの間）、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

(第二項から第七項まで 略)

(裁定に関する手続及び基準)

第七十条

(第一項から第五項まで 略)

- 6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(第七項及び第八項 略)

(補償金等の供託)

第七十四条

(第一項及び第二項 略)

- 3 第六十七条第一項、第六十七条の二第四項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は同条第一項の規定による担保金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。
- 4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

(別紙：関係条文)

## 著作権法施行令（抄）

(昭和四十五年十二月十日政令第三百三十五号)

(図書館資料の複製が認められる図書館等)

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（次条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(著作権者と連絡することができない場合)

第七条の七 法第六十七条第一項の政令で定める場合は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報（以下この条において「権利者情報」という。）を取得するために次に掲げるすべての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有するすべての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合とする。

一 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること。

二 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。）その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文



(別紙：関係条文)

文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

2 文化庁長官は、前項各号の定めをしたときは、その旨を官報で告示する。

(著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請)

第八条 法第六十七条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。）の氏名
- 二 著作物の題号（題号がないとき又は不明であるときは、その旨）及び著作者名（著作者名の表示がないとき又は著作者名が不明であるときは、その旨）
- 三 著作物の種類及び内容又は体様
- 四 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 五 著作権者と連絡することができない理由
- 六 法第六十七条の二第一項の規定により著作物を利用するときは、その旨

2 法第六十七条第二項の政令で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料
- 二 申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

図書館法（抄）

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

学校教育法（抄）

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。